

社会復帰促進等事業の平成30年度予算執行状況(執行率が70%未満の事業)

(※)一般競争入札(最低価格落札方式)を行った結果執行率が低調となったもの。

(単位:千円)

令和元年度 PDCA 評価番号	30年度 PDCA 評価番号	30年度 評価	事業名	30年度の事業概要	30年度の執行率が低調であった理由	30年度の執行率を踏まえた令和2年度事業の見直し	平成30年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
14	16	C	長期家族介護者に対する援護経費	要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から、一時金100万円を支給する。	予算額の算定基礎となった直近の執行実績に比べ、請求件数が少なかったため、執行率が低調になった。	実績を踏まえて所要の予算要求を行うとともに、制度をわかりやすく紹介する資料を新たに作成の上、実施主体である労働局に対し制度の再周知を行う。また、当該制度の目的をより実現するため、事業の運営方法等を検討し、必要な見直しを図ることとする。	37,000	22,000	59.5%	労働基準局 労災管理課
17	20	—	労災援護金等経費	労災保険制度に打切補償制度が存在した時期に打切補償費の支給を受けたために、労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の援護を図るため、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給する。	平成30年度においては、入院通院等をする者がなく、申請がなかったため執行率が低調となった。なお、平成28年度には4百万円を支給している。	本事業は、けい肺及びせき髄損傷により労災認定を受けた者のうち、昭和35年3月31日以前に打切補償を受けたため、労災保険で療養を行うことができない者に対して行われるものであり、その対象者は非常に限定されているが、現在でも対象となりうる者が十数名程度、生存していることが見込まれることから、過去実績を踏まえた上で、所要の予算要求を行う。	5,510	0	0.0%	労働基準局 補償課
(※) 20	23	B	安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進	企業等からの申請に基づき、安全衛生水準の高い企業等を客観的な指標で評価・認定し、公表すること等により、企業の安全衛生へのより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有する。	一般競争入札(最低価格落札方式)を行った結果、執行率が低調となった。これは、企業向けセミナーやアドバイザー育成セミナーを同日開催としたこと、また、旅費や会場借料等の出費を抑えたこと等によるものである。	委託事業の開始から4年が経過し、制度の周知については一定の成果を得られたと考える。今後は、「大規模店舗・多店舗展開企業等に対する安全管理の支援」事業等のなかで、引き続き制度の周知を行っていくこととし、本事業は令和元年度限りで廃止する。	21,689	10,501	48.4%	労働基準局 安全衛生部 計画課
21	25	A	安全衛生分野における国際化への的確な対応のための経費	ASEAN諸国及び日本、中国、韓国の政府機関によるネットワークである「ASEAN-O SHNET+3」や国際労働機関(ILO)の開催する国際会議、セミナー等に参加して、労働安全衛生分野における的確な国際化への対応を図る。	中国政府内の組織改編が行われた影響で、中国側でシンポジウムを責任を持って担当する体制が整わなかったため、シンポジウムの開催を見送った。その結果、当該シンポジウムに係る委託事業は執行しておらず、執行率が低調となった。	平成30年度においては相手国の事情によりシンポジウムの開催ができなかったが、今後も継続して実施していく必要があることから、所要の予算要求を行う。なお、令和元年度の実施体制について、中国側と調整を行った結果、中国側から責任を持ってシンポジウムを担当する旨の連絡があったことから、当該部局と開催に向けた調整を行っている。	3,561	0	0.0%	労働基準局 安全衛生部 計画課
24	28	B	職場における受動喫煙対策事業	病院、学校等の公共施設に比べ、職場での受動喫煙防止の取組が遅れている状況を改善するため、中小企業事業者であって喫煙室を設置する等の措置を実施する事業場に対して費用の一部を国が助成する等により、全国の事業場における取組を促進して労働者の健康を確保する。	改正健康増進法における喫煙室等の基準の策定が遅れ、平成31年2月に公表されたことを受け、平成30年度内の喫煙室等の設置を見送った事業者が多かったと考えられる。それにより、助成金や測定機器貸出しの件数が伸び悩んだことから執行率が低調となった。	喫煙室等の基準が公表されたことを受け、令和元年度において事業者へ重点的な支援を行う。また、令和2年度においては、4月からの改正健康増進法完全施行に対応するため、同法で義務付けられている措置を助成対象から外し、より望ましい措置に限定するなど、助成金による助成対象範囲を見直し、積極的に受動喫煙対策に取り組む事業者に対する支援を講ずるとともに、受動喫煙対策に当たって遵守すべき内容について引き続き周知啓発を図る。	2,879,507	369,804	12.8%	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

令和元年度 POCA 評価番号	30年度 POCA 評価番号	30年度 評価	事業名	30年度の事業概要	30年度の執行率が低調であった理由	30年度の執行率を踏まえた令和2年度事業の見直し	平成30年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
27	34	A	長時間労働の是正に向けた法規制の執行強化等の取組	長時間労働の可能性のある事業場等に対して過重労働の解消のためのセミナー等を実施することにより、長時間労働の抑制、過重労働の解消対策を推進する。	「36協定未届事業場に対する相談支援事業」(36協定の未届事業場に対して自主点検を実施し、希望する事業者に対してセミナー及び個別訪問による支援等を行う事業)について、①予算編成時にセミナー等の希望事業者数の正確な見積もりが困難であったこと、②セミナー又は個別訪問等を希望する事業者が見込みを大幅に下回ったことにより、執行率が低調となった。	30年度事業の実績を踏まえ、見積もりを見直すとともに、他の事業との整理・統合等により事業の合理化を図ることにより、効率的・効果的な事業運営を行うこととする。	1,168,004	512,019	43.8%	労働基準局 監督課
29	37	A	メンタルヘルス対策等事業	メンタルヘルス対策を推進するため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」による情報提供等を実施する。	ポータルサイト上に公開されている「ストレスチェック実施プログラム」の改修費が抑えられたことや2ヶ年度計画で実施していた事例研究が平成29年度内で成果を上げたため、平成30年度は実施しなかったこと等により、執行率が低調となった。	左記の実施プログラムの改修費及び事例研究については、平成30年度限りの事業であり、令和元年度要求では、これらの予算を削減するとともに、その他の事業についても、より効果的な事業運営が図られるよう、仕様の見直し等を行った。 令和2年度要求においても、仕様の見直し等を行い、所要の予算要求を行う。	133,818	73,896	55.2%	労働基準局 安全衛生部 労働衛生課
(※) 43	52	A	労働基準行政関係相談業務に係るコールセンターの設置・運営事業 (旧：労働条件・安全衛生確保関係相談業務の外部委託化経費)	対象労働基準監督署に入電した電話について、コールセンターで次の内容を一元的に対応する。 ①労働基準監督署に関する一般的な問い合わせ ②法令・制度に係る一般的な問い合わせ ③労働基準監督署に対する苦情や意見 ④個別事案等について該当労働基準監督署への取り次ぎ	一般競争入札(最低価格落札方式)を行った結果、執行率が低調となった。 これは、受託事業者が自社設備を活用することで、出費を抑えたこと等によるものである。	令和元年度～令和5年度は、5年国債により実施しているため、5年国債最終年度以降において、これまでの実績を精査し、所要の予算要求を行う。	797,919	366,642	45.9%	労働基準局 総務課
34	56	A	第三次産業労働災害防止対策支援事業	業務上疾病のうち約6割を占める職場における腰痛災害を減少させるため、特に災害の多い社会福祉施設を含む保健衛生業等における腰痛防止対策を実施する。	経営トップを対象とするセミナーを実施する委託事業(安全管理セミナー事業)については、予定価格等の問題で4回公示しており、4回目の公示での仕様書では、当初は委託事業者が謝金を支払い有識者にセミナー講師となってもらったところ、本省職員をセミナー講師とすることとし、予定価格自体が予算額を大幅に下回ったため、執行額が低調となった。	令和元年度の調達時にも、より効果的な事業となるよう、仕様の見直しを行ったところであるが、令和2年度事業においても、引き続き、仕様の見直しを行うとともに、外国人労働者や高齢労働者の労働災害防止対策の充実・強化が求められていることを踏まえ、所要の予算要求を行う。	108,783	74,770	68.7%	労働基準局 安全衛生部 安全課・労働衛生課
49	64-1	B	過重労働の解消及び仕事と生活の調和の実現に向けた働き方・休み方の見直し	労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、労使の自主的取組を促進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進する。	時間外労働上限設定コースについては、労働基準法第36条第1項の協定で定める時間外労働時間を短縮することを促進させるという重要施策を担っているものであるが、時間外労働の上限規制については、我が国の雇用の7割を担う中小企業への適用が、令和2年4月1日からとされたことで、令和元年度中に36協定を見直す企業が多いと考えられ、申請に対するインセンティブが働かなかったこと等により、支給件数が見込みを下回り、執行率が低調となった。	時間外労働の上限規制の中小企業への適用が、令和2年4月1日であることを踏まえ、要件の見直しを行う。また、平成30年度の実績を踏まえ、要求額の精査を行う。	4,729,132	1,979,948	41.9%	労働基準局労働 条件政策課 雇用環境・均等局 職業生活両立課

令和元年度 POCA 評価番号	30年度 POCA 評価番号	30年度 評価	事業名	30年度の事業概要	30年度の執行率が低調であった理由	30年度の執行率を踏まえた令和2年度事業の見直し	平成30年度			担当課
							予算額(①) (行政経費を除く)	決算額(②) (行政経費を除く)	執行率(%) (②÷①×100)	
50	64-2	A	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)	テレワーク・セミナー、テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント、助成金の支給等を通じて、多様で柔軟な働き方の一つであるテレワークの普及促進を図る。	サテライトオフィスモデル事業については、一般競争入札等を行った結果、執行率が低調となった。これは、応札企業が、自社の保有施設をサテライトオフィスとして運営することで、借料等の経費を削減できたこと等から、応札額が低くなったものである。また、時間外労働等改善助成金(テレワークコース)については、受給企業数は目標を上回ったものの、1社平均の受給額が見込みより低かったことから執行率が低調となった。	サテライトオフィスモデル事業については、令和元年度をもって終了する予定である。また、時間外労働等改善助成金(テレワークコース)については、申請手続きの柔軟化や申請件数が低調な地方での周知啓発の強化等の見直しを検討し、助成金の一層の活用を図る。	517,116	274,799	53.1%	雇用環境・均等局 在宅労働課